

会長就任にあたって



社団法人 電波産業会
会長 野間口 有

会員の皆様には平素より当会の活動に対し、格段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、6月27日に開催された第37回理事会におきまして会長に就任いたしました。当会の諸事業の推進にご尽力いただきました金杉前会長の後を引き継ぎ、微力ではございますが、電波産業の発展に尽くして参りますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、現在我が国がフロントランナーとして世界を先導し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、自在に情報をやりとりできるユビキタスネット社会を2010年に実現することを目指した「u-Japan政策」が推進されています。このような状況の中で、電波の有効利用に対する期待は益々大きくなっており、政府による電波開放戦略の円滑な推進とともに、電波技術の開発、実用化を更に推進していくことが重要であります。

当会は、通信・放送分野の事業者、製造業者、利用者等から構成され、総務省、関係団体並びに会員の皆様のご支援、ご協力に支えられ、電波を中心とする情報通信産業の発展とユビキタスネット社会の実現に向け取り組んで参りました。

当会を取り巻く環境を顧みますと、通信分野においては、携帯電話の機能が一層多様化・高性能化しサービスの充実が図られるとともに、第3世代携帯電話の加入者数が5,000万加入を超え、世代交代が急速に進展しています。また、無線LAN・無線アクセスの普及、さらにはUWB無線システム等の新技術も進展しています。

放送分野においては、年内には地上デジタルテレビジョン放送が全都道府県で開始される予定であり、また、通信と放送の連携を本格的に進める可能性がある「ワンセグサービス」も本年4月から開始されています。一方、6月29日には、ブラジル政府が我が国の地上デジタルテレビジョン放送方式をブラジルにおける放送方式のベースとして採用することを決定しました。日本生まれの放送方式が初めて本格的に国際進出することは誠に意義深いことであり、当会

としても両国間の協力が円滑に進展するよう貢献することが重要であると考えています。

このような動向を踏まえて、当会は、次世代の新しいサービスの円滑な導入、国際的な視点に立った通信・放送分野の研究開発及び標準化等の推進、周波数変更対策などを推進して参ります。また、電波利用に関する正しい理解を高めるとともに電波を安心してご利用頂くため、電磁波が生体に及ぼす影響或いは無線機器が各種機器に及ぼす影響等に関する調査研究も充実させて参ります。

当会としましては、電波技術の進展や電波環境の社会的変化を迅速かつ適切に反映し、内外関連機関と連携を図りつつ、電波産業の発展のため鋭意努力して参りたいと存じますので、会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方の益々のご発展をお祈りし、会長就任の挨拶とさせていただきます。

ARIBの動き

第122回技術委員会(通信分野)が開催される

第122回技術委員会(通信分野)が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成18年6月29日(木) 午後2時～3時40分

2 場所 社団法人電波産業会 第2会議室

3 議事概要

(1) 事務局から、次の事項について説明がありました。

ア 第11回GSC会合の結果報告について

イ 433MHzアクティブタグシステムの技術的条件の検討状況について。

ウ 「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」の審議状況について。

エ 情報通信審議会の審議状況について（ARIB関連事項）。

(2) その他

平成18年度の当会の事業スケジュールについて説明がありました。

MMACフォーラムのWIRELESS JAPAN 2006への出展について

マルチメディア移動アクセスフォーラム（MMACフォーラム、会長：齊藤忠夫・東京大学名誉教授、事務局：電波産業会）は、7月19日（水）から21日（金）まで東京ビッグサイトで開催される「ワイヤレスジャパン2006」に出展いたします。

展示内容としては、MMACフォーラムの概要紹介とともに、家庭およびオフィ

スでの利用を想定したUWBによるビデオ伝送、IPデータ転送のデモ（インターニクス株式会社）を行う予定です。

なお詳細は (<http://www.arib.or.jp/mmac/>) を参照してください。

電気通信・放送 行政の動き

「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」について答申 情報通信審議会からの一部答申 (6月29日付総務省報道発表から)

総務省は、6月29日に情報通信審議会から、昭和63年9月26日付け諮問第3号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち、「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」について、一部答申を受けました。本答申は、2MHz～30 MHzを使用する高速の電力線搬送通信設備について、電磁妨害波に関する許容値及び測定法を定めたものです。

1 背景

電力線搬送通信(PLC)は、既存の電力線を使用することにより容易にネットワークを構築し、通信を行うことができるものですが、この電力線搬送通信について、伝送可能な情報量を増大させるため、使用可能な周波数を拡大(2MHz～30 MHzを追加)することが要望されています。電力線自身は通信を目的として敷設されたものではなく、電力線から輻射される不要電波が無線利用に影響を及ぼす可能性があります。このため、総務省では、平成17年1月から12月まで「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し、高速電力線搬送通信と無線利用との共存条件等について検討を行いました。この結果を踏まえ、平成18年1月、情報通信審議会において「高速電力線搬送通信に係る許容値及び測定法」について審議を開始することとされたものです。

2 答申の概要

(1) 対象設備

本許容値及び測定法は、次の条件を満足する高速電力線搬送通信設備に適用する。

ア 定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通じる電力線を信号伝送用に用いる高速電力線搬送通信設備で、屋内でのみ使用するもの。ただし、受信のみを目的とするものを除く。

イ 搬送波の周波数が、2MHzから30MHzまでの範囲。

(2) 許容値

許容値設定の基本方針は、以下のとおり。

ア 非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

イ 通信時における利用周波数帯（2MHz～30MHz）の許容値は、高速電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるようにする。

ウ 通信時の非利用周波数帯（150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz）の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

(3) 測定法

測定法設定の基本方針は、以下のとおり。

ア 一般の電子機器と同様な測定法を適用する。

すなわち、高速電力線搬送通信装置のきょう体又は同装置が内蔵される電気・電子機器の寸法が波長より十分小さくなる30MHz以下では、漏えい電磁妨害波の発生源は主として屋内の電力線であり、したがって、これを流れる妨害波電流等をきょう体近傍で測定する。

これより高い周波数帯では、電磁妨害波がきょう体及びその近傍の電力線から直接放射されるため、これを測定する。

イ 通信時の測定では、最大通信速度の状態での測定を行う。

3 今後の予定

本答申をCISPR勧告案に対する我が国の対処方針の策定に活用するとともに、関係法令の整備を行う予定です。

なお、詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629_3.html)を参照して下さい。

編集後記

ブラジルの地上デジタル放送方式がようやく決定しました。

ブラジル政府が日本方式採用を決意した6月23日早朝にはサッカーワールドカップの日本対ブラジル戦が行なわれましたが、もし日本サッカーが勝利し、もしその時まで日本方式採用を決意していなければ、あるいは状況が変わっていたかもしれません。

実際は、採用決定はサッカーの始まる数時間前に行なわれ、当然のことながらサッカーはブラジルが勝利したため、まったく問題はなかったようです。

編集子が事務局を勤めるデジタル放送技術国際部会（DiBEG）では、1999年以来今日までブラジル現地でのセミナー講演、デモの実施及び関係者との意見交換等による認知・普及活動を通じて、ブラジルのデジタル放送方式の選定に深く関わり、日本方式の技術の優位性を最大の武器にして、日本方式採用を目指して粘り強く活動を行ってきました。

日本方式採用の報に接し、長年ブラジルの放送方式決定に関わってこられた関係者の皆様のご苦勞がやっと実り、感無量といった方々もおられると思います。

今回ブラジルがベースとして日本方式を選択したことにより、日本としては、

今後ブラジルのデジタル放送開始に向けて強力に支援していく必要があります。

関係者の皆様には、よりいっそうのご協力をお願いしますが今後ともよろしく申し上げます。

[ページの先頭に戻る ▲](#)